

## 清須市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

## 1. 改正概要

## (1) 改正理由

道路運送法の改正に伴い（R5.10.1 施行）、従来、地域公共交通会議にて協議されていた協議運賃について、独占禁止法上のカルテルにあたらないよう構成員を限定し、別の協議会を設置して協議することとなったため、清須市地域公共交通会議に当該運賃について協議を行う運賃料金部会を置く必要があるため。

## (2) 施行期日

令和6年2月1日

## (3) 改正内容

別紙1「清須市地域公共交通会議設置要綱（見え消し）」及び別紙2「清須市地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表」のとおり

## (4) 運賃料金部会について

根拠	道路運送法（第9条第4項）
協議事項	運賃・料金に関する事項
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民又は利用者の代表</li> <li>・ 愛知運輸支局長又はその指名する者</li> <li>・ 運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者</li> <li>・ 市職員</li> </ul>
議決方法	原則、全会一致

## (5) 今後の運賃協議に係る対応

地域公共交通会議でも運賃に関して話し合いができるよう討議事項として取り扱うこととし、協議（最終的な決定）は運賃料金部会で議決する。

## 2. その他必要な手続き

上記の部会を開催して協議するときは、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

## ○清須市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

**第1条** 清須市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第76号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が運営する自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

**第3条** 交通会議は、委員22人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 愛知県の関係行政機関の職員
- (5) 旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

~~(報償)~~~~**第5条** 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。~~

(会長及び副会長)

**5**  
~~第6条~~ 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 交通会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長（会長がない場合は、市長）が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 交通会議は、原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

**第7条** 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(運賃料金部会)

**第8条** 交通会議に、旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議させるため、運賃料金部会を置く。

- 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
  - (2) 運賃料金部会の運営方法その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 3 運賃料金部会は、次に掲げる者のうちから第3条の規定により選任された委員をもって組織する。
  - (1) 住民又は利用者の代表
  - (2) 愛知運輸支局長又はその指名する者
  - (3) 旅客自動車運送事業者（前項第1号に規定する運賃等を定めようとする事業者に限る。）
  - (4) 市職員
- 4 運賃料金部会に部会長を置き、運賃料金部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 第6条の規定は、運賃料金部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会長は、運賃料金部会において協議が整った事項について、速やかに会長に報告するものとする。

(専門部会)

置く

第9条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を~~設置~~することができる。

(報償)

第10条 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

(庶務)

~~11~~  
第10条 交通会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

~~12~~  
第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

清須市地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な<u>旅客運送</u>の態様に関する事項</p> <p>(2) <u>市が運営する自家用有償旅客運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3)以下 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長(<u>会長がない場合は、市長</u>)が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>会議</u>の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>会議は、原則として公開する。</u></p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 略</p> <p>(運賃料金部会)</p> <p>第8条 <u>交通会議に、旅客運送に係る運賃及び料金(以下「運賃等」という。)を協議させるため、運賃料金部会を置く。</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な<u>乗合旅客運送</u>の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) <u>市町村運営有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3)以下 略</p> <p>(報償)</p> <p>第5条 <u>委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>交通会議</u>の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>交通会議は原則として公開する。</u></p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第8条 略</p>

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) 運賃料金部会の運営方法その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会は、次に掲げる者のうちから第3条の規定により選任された委員をもって組織する。

(1) 住民又は利用者の代表

(2) 愛知運輸支局長又はその指名する者

(3) 旅客自動車運送事業者（前項第1号に規定する運賃等を定めようとする事業者に限る。）

(4) 市職員

4 運賃料金部会に部会長を置き、運賃料金部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 第6条の規定は、運賃料金部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会長は、運賃料金部会において協議が整った事項について、速やかに会長に報告するものとする。

（専門部会）

第9条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

（報償）

第10条 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

（庶務）

第11条 略

（雑則）

第12条 略

（専門部会）

第9条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を設置することができる。

（庶務）

第10条 略

（雑則）

第11条 略